

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 9 条第 1 項の規定により提出された意見書の概要は次のとおりです。

平成 20 年 9 月 29 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

(仮称)イオンモール草津

草津市新浜町 193 番 2 ほか 250 筆

2 提出された意見の概要

(1) 草津市からの意見

ア 広域交通計画は、国道 1 号から県道山田草津線に誘導する計画であるが、当路線は、平成 17 年度以降に沿道の新店舗が多く開店し頻繁に渋滞が発生していることから、当該計画のように中心市街地内に通過交通を引込み渋滞問題等をさらに加速させることは、周辺地域の生活環境に与える影響が大きく、当該計画の検討を指導されたい。

イ 広域交通計画（上記内容は変更のこと）が有効的に機能するよう運用を行うとともに、開業後の状況を見て、関係機関や地元等と十分協議を行い、円滑な交通処理と柔軟な対応の実施がなされるよう指導されたい。

ウ 広域交通計画の調査ポイントに加えて、当該開発区域周辺の交差点の交通量調査を基に、調査したすべての交差点に対して混雑度を解析し、イオンモール草津、フォレオ大津一里山の増加を加算した開店後の混雑度の評価を行い、対策を講じられたい。

(2) 大津市からの意見

ア 届出事項変更届出書中、変更しようとする事項（3）において、周辺的生活用道路への進入防止策および近隣住民の交通安全対策としての看板等の設置を「検討」として記されており、併せて交通整理員の配置を「検討」し、関係機関と協議すると記されているが、来店車両等の生活用道路への進入対策と交通安全対策は地域住民が懸念するところであり、対策実施の必要性が高いところから、事業者において当該対策を「実施」するよう指導されたい。

イ 変更しようとする事項（4）において、「交差点の改良等についても関係機関と継続して協議を行い実施に努める。」とあるが、本市が求めている大萱六丁目交差点および琵琶湖養育院病院南東交差点の道路改良について、事業者において一体的に早急に実施すること。

ウ 変更しようとする事項（5 - 2）において、「通常期営業時間の閉店時刻の繰上げについて可能な限り実施し、今後も継続し検討・調整していく。」としているが、防犯対策として実効性を高めるためにも変更届出書のとおり実施するよう指導されたい。

エ 変更しようとする事項（7）について、開業後に慢性的な交通渋滞等の問題が生じた場合には、地域住民および関係機関との継続した協議を通じて、広域的に、有効かつ適切な対策を検討し実施に努めるとしていることから、生活環境への影響調査の一環として、現状と開業後の交通量の変化を把握し、その対策についての協議や検討を行うために必要な交通量調査を開業後においても継続して実施されるよう指導されたい。